

【別紙】 デイサービスセンター国津園利用料金表（平成29年4月1日改定）

1. 介護保険法が定める法定料金

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常8～9割）が介護保険から給付されます。

(1) 基本料金

項目	区分	単位数	サービス提供時間区分
通常規模型 通所介護費	要介護1	656単位/日	所要時間7時間以上9時間未満
	要介護2	775単位/日	
	要介護3	898単位/日	
	要介護4	1,021単位/日	
	要介護5	1,144単位/日	

(2) 加算料金等

項目	区分	単位数	内容
入浴介助加算		50単位/回	入浴を行った場合
中重度者ケア体制加算		45単位/日	要介護3以上の利用者30%以上であり、提供時間帯を通じて看護職員を1名配置し、かつ看護・介護職員の配置基準職員数を常勤換算で2以上上回る職員配置を行った場合。
認知症加算		60単位/日	認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が20%以上であり、認知症介護実践研修修了者を配置し、かつ看護・介護職員の配置基準職員数を常勤換算で2以上上回る職員配置を行った場合。
送迎を行わない場合		-47単位/回	居宅と事業所との間の送迎を行わない場合、片道につき47単位を減算する。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		6単位/日	3年以上の勤続年数のある者が、30%以上配置されている場合。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		1月の総単位数 +59/1000	厚生労働省が定める算定要件に適合し、介護職員の賃金改善等を実施した場合。(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に4.0%を加算) ※小数点第一四捨五入
地域区分単価	7級地	10.14円/1単位	地域区分6級地に該当し、1単位当たりの単価(10.14円) ※小数点以下切捨て

2. 介護保険の給付対象とならない料金

以下のサービスについては、介護保険の給付対象ではありませんので、全額ご利用者のご負担になります。

(1) 食事の提供（食材料費、調理費等）

ご利用者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1食あたり 620円

(2) レクリエーション、クラブ活動、外出行事等

ご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動、外出行事に参加していただくことが出来ます。

料金：材料代等の実費及び外出行事等の実費をいただきます。

(3) 利用時間延長に伴うサービス

ご利用者の希望によりサービス提供時間外にサービスを利用する際に延長サービス料をいただきます。

料金：15分あたり 50円（但し下記の時間帯に限ります。）

延長可能時間帯： 8時30分～ 9時30分

：16時40分～ 17時25分

(4) ご利用者は、サービス提供についてのいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

料金：1枚につき 10円

(5) 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

料金：おむつ代等 実費